確認項目及び確認文書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | | | | | | 適否 | 確認文書 |
| 運営 | | 職員の配置  (軽第５条、  第11条) | | ・入所者に対し、職員数は適切である  　か  ・必要な専門職が揃っているか  ・専門職は必要な資格を有しているか | | □ | ・勤務実績表／タ  イムカード  ・勤務体制一覧表  ・職員の資格証 |
|  | | 運営規程  (軽第７条) | | ・運営における重要事項(別表)につい  て定めているか | | □ | ・運営規程 |
| 非常災害対策  (軽第８条) | | ・非常災害(火災、風水害、地震等)  対応に係るマニュアルがあるか  ・非常災害時の連絡網等は用意されて  いるか  ・防火管理に関する責任者を定めてい  るか  ・消火・避難訓練を実施しているか | | □ | ・非常災害時対応  マニュアル(対応  計画)  ・運営規程  ・避難訓練の記録  ・通報、連絡体制  ・消防署への届出  ・消防用設備点検  の記録 |
| 施設長  (軽第６条、  第11条) | | ・施設長は常勤専従か、他の職務を兼  務している場合、兼務体制は適切か | | □ | ・施設長の雇用形  態が分かる文書  ・施設長の勤務実  績表／タイムカ  ード |
|  | 勤務体制の確  保等  (軽第24条) | | ・職員の勤務体制が定められているか  ・資質向上のために研修の機会を確保  しているか  ・認知症介護に係る基礎的な研修を受  講させるために必要な措置を講じて  いるか  ・性的言動、優越的な関係を背景とし  た言動による就業環境が害されるこ  との防止に向けた方針の明確化等の  措置を講じているか | | □ | | ・雇用の形態(常  勤・非常勤)が分  かる文書  ・研修計画、実施  記録  ・方針、相談記録 |
|  | 業務継続計画  の策定等  (軽第24条  の２) | | ・感染症、非常災害発生時のサービス  の継続実施及び早期の業務再開の計  画(業務継続計画)の策定及び必要な  措置を講じているか  ・職員に対する計画の周知、研修及び  訓練を実施しているか  ・計画の見直しを行っているか | | □ | | ・業務継続計画  ・研修及び訓練計  画、実施記録 |
|  | 定員の遵守  (軽第25条) | | ・入所定員又は居室定員を上回ってい  ないか | | □ | | ・業務日誌 |
|  | 掲示  (軽第28条) | | ・当該施設の見やすい場所に、サービ  スの選択に資すると認められる重要  事項を掲示しているか  又は重要事項を記載した書面を備え  付け、かつ、これをいつでも関係者  に自由に閲覧させているか  ・重要事項をウェブサイトに掲載して  いるか | | □ | | ・運営規程  ・重要事項説明書 |
|  | 秘密保持等  (軽第29条) | | ・個人情報の利用に当たり、入所者及  び家族から同意を得ているか  ・退職者を含む、職員が入所者の秘密  を保持することを誓約しているか | | □ | | ・個人情報同意書  ・職員の秘密保持  誓約書 |
|  | 広告  (軽第30条) | | ・当該施設について広告をする場合  は、その内容が虚偽又は誇大なもの  となっていないか | | □ | | ・パンフレット／  チラシ |
|  | 事故発生の防  止及び発生時  の対応  (軽第33条) | | ・事故が発生した場合の対応方法は定  まっているか  ・市町村、家族等に報告しているか  ・事故状況、対応経過が記録されてい  るか  ・損害賠償すべき事故が発生した場合  に、速やかに賠償を行うための対策  を講じているか  ・再発防止のための取組を行っている  　か  ・事故発生の防止のための委員会及び  職員に対する研修を定期的に行って  いるか  ・上記の措置を適切に実施するための  担当者を設置しているか | | □ | | ・事故発生の防止  のための指針  ・事故対応マニュ  アル  ・市町村、家族等  への報告記録  ・再発防止策の検  討の記録  ・ヒヤリハットの  記録  ・事故発生防止の  ための委員会議  事録  ・研修の記録  ・担当者を設置し  たことが分かる  文書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | | | 適否 | 確認文書 |
| 設備 | 設備  (軽第３条、  第４条、第10  条) | ・目的に沿った仕様になっているか  【目視】 | □ | ・平面図 |
| 運営 | 記録  (軽第９条、  第15条) | ・提供するサービスに関する計画にあ  る目標を達成するための具体的なサ  ービスの内容が記載されているか  ・日々のサービスについて、具体的な  内容や入所者の心身の状況等を記録  しているか | □ | ・サービス提供記  　録  ・業務日誌  ・モニタリングシ  ート |
| 入所申込者等  に対する説明  等  (軽第12条) | ・サービスの提供の開始に際して、入  　所申込者又はその家族に対し、重要  　事項について文書を交付して説明を  　行っているか  ・当該サービスの提供に関する契約を  文書により締結しているか | □ | ・重要事項説明書  (入所申込者又  は家族の同意が  あったことが分  かるもの）  ・入所契約書 |
| 入退所  (軽第14条) | ・入所者の心身の状況、生活の状況、  家族の状況等の把握に努めているか | □ | ・アセスメントシ  ート  ・モニタリングシ  ート  ・提供するサービ  スに関する計画  ・入所検討委員会  会議録 |
| 提供するサー  ビスに関する  計画  (軽第９条) | ・入所者の心身の状況、希望等を踏ま  えて提供するサービスに関する計画  が立てられているか  ・計画は必要に応じて見直しが行われ  ているか | □ | ・提供するサービ  スに関する計画  (入所者又は家  族の署名、捺印  若しくは電磁的  記録により同意  があったことが  分かるもの)  ・サービス提供記  　録 |
|  | 利用料の受領  (軽第16条) | ・入所者から利用料として受ける費用  は適切であるか  ・利用料の受領を伴うサービスの提供  に当たっては、あらかじめ入所者又  はその家族に対し、文書を交付して  説明し同意を得ているか | □ | ・重要事項説明書  (入所申込者又  は家族の同意が  あったことが分  かるもの）  ・運営規程 |
|  | サービス提供  の方針  (軽第17条) | ・生命又は身体を保護するため、緊急  やむを得ない場合を除き、身体拘束  その他入所者の行動を制限する行為  を行っていないか  ・身体拘束等の適正化を図っているか  (身体拘束を行わない体制づくりを  進める策を講じているか)  ・やむを得ず身体拘束をしている場合、  家族等に確認をしているか | □ | ・身体的拘束廃止  に関する(適正化  のための)指針  ・身体的拘束の適  正化検討委員会  名簿  ・身体的拘束の適  正化検討委員会  議事録  ・(身体拘束がある  場合)入所者の記  録、家族への確  認書 |
|  | 生活相談等  (軽第19条) | ・入浴回数は適切か、適切な方法によ  り清潔の保持に努めているか | □ | ・サービス提供記  録／業務日誌 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 衛生管理等  (軽第26条) | ・必要に応じて衛生管理について、保  健所の助言、指導を求め、密接な連  携を保っているか  ・感染症及び食中毒の予防及びまん延  の防止のための対策を講じているか  ・感染症又は食中毒の予防及びまん延  の防止のための対策を検討する委員  会を３か月に1回開催しているか  ・職員の日々の感染罹患状況や健康状  態を確認しているか | □ | ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延防止のため  の対策を検討す  る委員会名簿、  委員会の記録  ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延の防止のた  めの指針  ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延の防止のた  めの研修及び訓  練の記録 |
|  | 苦情への対応  (軽第31条) | ・苦情受付の窓口があるか  ・苦情の受付、内容等を記録、保管し  ているか  ・苦情の内容を踏まえたサービスの質  向上の取組を行っているか | □ | ・苦情の受付簿  ・苦情者への対応  記録  ・苦情対応マニュ  アル |
|  | 虐待の防止  (軽第33条  の２) | ・虐待の発生・再発防止のための対策  を検討する委員会を定期的に開催し、  職員に周知しているか  ・虐待の発生・再発防止の指針を整備  しているか  ・職員に対して虐待の発生・再発防止  の研修を実施しているか  ・上記の措置を適切に実施するための  担当者を設置しているか | □ | ・委員会の開催記  　録  ・虐待の発生・再  発防止の指針  ・研修計画、実施  記録  ・担当者を設置し  たことが分かる  文書 |

注１)　(軽第〇条)は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)の該当条項

注２） 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第16号）附則により施行期日の定めがある「掲示」のうち重要事項のウェブサイトへの掲載に係る事項については、令和７年４月１日より適用

別表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 軽費老人ホーム(軽第７条) |
| 運営規程 | １　施設の目的及び運営の方針  ２　職員の職種、数及び職務の内容  ３　入所定員  ４　入所者に提供するサービスの内容及び利用料  その他の費用の額  ５　施設の利用に当たっての留意事項  ６　非常災害対策  ７　虐待の防止のための措置に関する事項  ８　その他施設の運営に関する重要事項 |